様式第１号（第３条関係）

酒田市林業・木材産業成長産業化促進対策事業計画書

　１　事業の目的

　２　事業の内容及び経費の配分

　３　事業完了予定年月日

　４　収支予算

　５　次回申請予定日

（注）１　「事業の内容及び経費の配分」及び「収支予算」の記載は、別紙１及び別紙２によること。

2　事業主体が当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙３「酒田市林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

3 事業を行うに当たって、補助金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、「別紙４」を添付すること。

4　分割して交付申請をする場合は、「５　次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第○次」と申請の回次を記載すること。

別紙１

酒田市林業・木材産業成長産業化促進対策事業の内容及び経費の配分表

（１）事業の内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 内　　容 | 経　　　費 | 備　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

（２）経費の配分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 事業費(A)+(B) | 負　担　区　分 | 備　　考 |
| 補助金(A) | その他負担金(B) |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（注）　区分欄は、国実施要綱別表１のメニューごとに区分して記入すること。

別紙２

酒田市林業・木材産業成長産業化促進対策事業収支予算書

（１）収　　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 　　　分 | 予　算　額 | 備　考 |
| 補助金(A) | その他負担金(B) | 計(A)+(B) |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |

（２）支　　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 予　算　額 | 備　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

（注）　区分欄は、国実施要綱別表１のメニューごとに区分して記入すること。

（３）事業完了予定年月日　　　　年　　月　　日

別紙３

酒田市林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業実施主体名 | 事業費 | 補助金額 | 課税方式 | 消費税仕入控除税額及び地方消費税額 | 補助率 | 消費税仕入控除税額 | 消費税確　定未確定 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１　当該補助金の事業実施主体（消費税法第９条第１項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第３７条第１項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（消費税法第60条第４項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業実施主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。

 ２　補助金交付申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合で、補助金の返還を伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。

 ３　「課税方式」欄には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第９条第１項の規定に該当する事業者にあっては「免税」、同法第37条第１項の規定による届出書を提出した事業者にあっては「簡易課税」、その他の事業差にあっては「課税」と記入すること。

 　 　４　「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

　　　５　「消費税仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

　　　６　「消費税確定未確定」欄は、消費税法第９条第１項の規定に該当する場合、消費税法第37条第１項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

別紙４

　事業実施主体が事業を行うに当たって自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象事業の施設を担保に供する場合の内訳書

１　補助金名(補助事業名)

２　事業実施主体

３　担保施設の概要

（１）名称（施設名）

（２）所在地

（３）構造・規模等

（４）総事業費と負担区分

４　借入れの概要

（１）借入先

（２）制度融資名

（３）資金区分

（４）借入額

（５）償還期間

（６）債務保証

５　その他参考となる事項

　 （１）事業計画書

　 （２）償還予定表

（３）利用する施設のパンフレット　等